

2 各 論

第1章 健康で生きいきと暮らせるまちづくり

1 基本的な考え方

町民一人ひとりが健康づくりの重要性を意識し、自らが健康を創造できるように健康づくりに対する意識と管理能力の向上に努め、生涯にわたる積極的な健康の保持・増進施策を推進します。

また、健康診査や健康相談、訪問指導などの保健事業を充実し、疾病の早期発見、早期治療に努めるとともに、寝たきりや認知症など要援護状態への進行を防ぐ介護予防施策を推進します。

2 施策の方向と事業

(1) 健康の保持・増進

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年度）	設置運営主体等
			事業内容		平成24～26年度	
健康意識づくりの推進	意識啓発の推進	広報活動の充実	町広報紙等を活用して健康に関する具体的な情報を提供し、町民一人ひとりの主体的、効果的な健康づくりを推進します。	実施	継続実施	・町
		健康手帳の利用促進	保健・医療情報の自己管理を進めるため、健康手帳の利用を促進します。	実施	継続実施	・町
		健康機器の貸出し	万歩計、体脂肪計、ダンベル、DVD等の貸出しにより、健康・体力づくりの向上に努めます。	実施	継続実施	・町
		学習機会の充実	継続的な学習機会を設け、自主的な健康づくりを支援します。	実施	継続実施	・町
保健事業の充実	健康診査の充実	健康診査の実施	医療法の改正により、平成20年度から特定健診対象以外の一般基本健診、後期高齢者健診の個別健診を実施し、生活習慣病の予防を図ります。	実施	継続実施	・町
		各種がん検診の実施	胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん検診の同日実施や、子宮がん検診、乳がん検診の集団・個別検診を実施し、がんの早期発見に努めます。	実施	継続実施	・町
		脳ドックの実施	脳ドックを実施し、脳血管疾患の早期発見に努めます。	実施	継続実施	・町
		骨粗しょう症検診の実施	転倒骨折を予防するため、骨粗しょう症検診を実施し、骨粗しょう症の早期発見に努めます。	実施	継続実施	・町

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年度）	設置運営主体等
			事業内容		平成24～26年度	
保健事業の充実	健康教育の充実	学習機会の拡充	健康ゼミナールや依頼による健康教育等の健康に関する学習機会を拡充し、自らの健康づくりを支援します。	実施	継続実施	・町
		各種健康教室の実施	糖尿病、肥満、高脂血症、骨粗しょう症等の生活習慣病の境界域者に対し、運動・食生活に重点をおいた教室を実施します。また、高齢者向けの講座等により、元気な高齢者の健康生活を支援します。	実施	継続実施	・町
		特定保健指導の実施	特定健診経過観察者（高血圧・高脂血症・高血糖）に生活習慣の改善を継続的に実施します。	実施	継続実施	・町
	健康相談の充実	相談機会の充実	定期的な健康相談のほか、地域からの依頼による健康相談についても実施します。	実施	継続実施	・町
		栄養相談の実施	必要に応じて栄養相談が受けられるよう、病態別栄養相談を実施します。	実施	継続実施	・町
	機能回復訓練の実施	機能回復訓練教室の実施	通所者相互のふれあいにより、閉じこもり予防を主な目的として実施します。	実施	継続実施	・町
	口腔衛生の推進	歯科健康教育の実施	歯周病予防など口腔衛生知識の普及を図り、80才で20本以上の歯を残せるように支援します。	実施	継続実施	・町
		歯周疾患検診の実施	う歯や歯周病を早期に発見するため、歯周疾患検診を実施します。	実施	継続実施	・町
	訪問指導の充実	保健師による訪問指導の実施	生活習慣病の予防や介護予防を推進するため、保健師による訪問指導を実施します。	実施	継続実施	・町
		栄養士による訪問指導の実施	生活習慣病や高齢者の食生活を改善するため、栄養士による訪問指導を実施します。	実施	継続実施	・町

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年度）	設置運営主体等
			事業内容		平成24～26年度	
保健事業の充実	感染症対策の推進	成人インフルエンザ予防接種の実施	インフルエンザの発病や重症化を予防するため、予防接種を実施します。	実施	継続実施	・町
		高齢者肺炎球菌ワクチン接種の実施	肺炎球菌による肺炎の発病や重症化を予防するため、予防接種を実施します。	実施	継続実施	・町
介護予防の推進	介護予防事業の実施（一般高齢者施策）	介護予防知識の普及・啓発	健康教育、健康相談等で介護予防に関する知識などの情報の提供及び啓発を図ります。また、健康手帳等を配布し、健康の記録や介護予防の情報の普及を図ります。	実施	継続実施	・町
		ふまねっと事業	高齢者の歩行機能の改善及び認知症の予防等を図るため、「ふまねっと」を活用した運動により、高齢者の介護予防と健康増進に努めます。	実施	継続実施	・社会福祉協議会
施設の活用	施設の有効活用	コミュニティ施設等の活用	利便性を考慮した保健活動を推進するため、地域のコミュニティ施設等を活用し、健康の保持・増進やリハビリ、介護予防事業等を推進します。	実施	継続実施	・町
スポーツの推進	スポーツ施設の活用	スポーツ施設の利用	各種スポーツ施設を活用し、生涯にわたる積極的な健康づくりを推進します。	実施	継続実施	・町
	スポーツ活動機会の充実	スポーツ活動機会の確保	若い世代からの積極的な健康づくりを推進するため、町民各層に応じたスポーツの振興に努めます。	実施	継続実施	・町

(2) 医療の確保・充実

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年度）	設置運営主体等
			事業内容		平成24～26年度	
地域医療の充実	医療体制の確保	看護師養成施設の支援	看護師の養成に対応するため、帯広高等看護学院の運営を支援します。	実施	継続実施	・一部事務組合
		夜間休日医療体制の確保	医療機関の協力のもとに夜間・休日等の救急医療体制を確保します。	実施	継続実施	・町 ・医療機関

第2章 生きがいのある充実した暮らしができるまちづくり

1 基本的な考え方

高齢者が教育、文化、スポーツ等に親しみ、生涯にわたって学ぶ喜びと同じ仲間や世代間、地域との交流を通じて、豊かな人間関係を享受できるように学習や交流機会（場）の拡充を図り、自主的な生きがいづくりを推進します。

2 施策の方向と事業

(1) 生きがい活動の推進

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年度）	設置運営主体等
			事業内容		平成24～26年度	
活動の推進	活動組織の育成	老人クラブの育成	スポーツ、レクリエーション活動のほか、福祉・文化活動等、高齢者の社会参加を促進する老人クラブを育成し、自主的な組織体制の確立に努めます。	実施	継続実施	・町等
	敬老事業の実施	高齢者顕彰の実施	80歳に到達した町民を対象に、高齢者顕彰を実施します。	実施	継続実施	・町
		百歳慶賀の実施	100歳の長寿を祝い、記念品、祝金等を贈呈します。	実施	継続実施	・町
	活動機会の充実	活動施設の活用	地域のコミュニティを形成する核としてコミュニティセンターや地域会館等の有効的な活用を促進します。	実施	継続実施	・町
		老人大運動会の実施	高齢者がスポーツ・レクリエーションを通して健康で生きがいのある生活を送れるよう、高齢者の健康増進を図ります。	実施	継続実施	・町
		活動施設の整備	地域のコミュニティを形成する核としてコミュニティセンターや地域会館等を計画的に整備します。	実施	継続実施	・町
	活動機会の創出	地域コミュニティ活動を推進するため、「潤いと思いやりの地域づくり事業」を実施します。	実施	継続実施	・町	

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年度）	設置運営主体等
			事業内容		平成24～26年度	
生涯学習の推進	学習機会の拡充	高齢者大学・大学院の実施	高齢者の社会参加を促進するため、生涯教育の観点に立った継続的な学習を推進します。	実施	継続実施	・町
		高齢者学級の実施	高齢者が生きがいのある充実した生活を送れるよう、人生の成熟期にふさわしい学級の開催に努めます。	実施	継続実施	・町
		高齢者スポーツ学級の実施	高齢者がスポーツ・レクリエーションを通して健康で生きがいのある生活を送れるよう、高齢者スポーツ学級の充実に努めます。	実施	継続実施	・町 (指定管理者)
		世代間交流事業の実施	地域の高齢者が他の世代と共に、体験的学習を通じて世代を越えた価値観を共有できる機会の充実に努めます。	実施	継続実施	・町
	自主的活動の支援	グループサークル活動の支援	高齢者の文化・スポーツ等を通じた社会参加を推進するため、グループサークルの活動を支援します。	実施	継続実施	・町

(2) 社会参加の促進

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年度）	設置運営主体等
			事業内容		平成24～26年度	
就労の促進	就労機会の拡充	高齢者就労センターの充実	高齢者の豊かな知識、経験、能力を生かせる職種の拡大を図るとともに、楽しみながら気軽に就労できる環境づくりに努めます。	実施	継続実施	・社会福祉協議会

第3章 快適に暮らせるまちづくり

					24 26	
				12		

					24 26	

第4章 ふれあいのあるまちづくり

1 基本的な考え方

町民各層に福祉意識の普及・啓発を図り、地域住民やボランティア、福祉団体、民間事業者等がそれぞれの世代や立場にふさわしい役割を担いつつ、社会全体で高齢者の自立を支援する積極的な地域福祉活動を推進するとともに、民間の福祉事業への参入を促進します。

2 施策の方向と事業

(1) 地域福祉活動の推進

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年度）	設置運営主体等
			事業内容		平成24～26年度	
福祉教育の推進	福祉意識の普及・啓発	福祉学習の促進	生涯学習やボランティアスクール等福祉学習機会の拡充を図るとともに、将来を担う青少年の福祉意識の醸成に努めます。	実施	継続実施	・町 ・社会福祉協議会
		福祉実践校の育成	青少年の福祉に関する理解と関心を高めるため、福祉実践校の育成を図り、学校教育を通じて福祉の実践、体験学習を促進します。	実施	継続実施	・町 ・社会福祉協議会
地域福祉活動の推進	活動組織の育成・支援	社会福祉協議会の充実	地域福祉活動の中心的役割を担う社会福祉協議会が自主的な活動を積極的に展開できるよう、財政的な支援と連携の強化を図ります。	実施	継続実施	・町 ・社会福祉協議会
		ボランティア団体の育成	地域福祉の推進を図るため、地域に根ざしたボランティア団体の育成を促進します。	実施	継続実施	・社会福祉協議会
		地区・地域組織の育成	地域に密着したきめ細かな地域福祉活動を推進するため、地区・地域組織の育成に努めます。	実施	継続実施	・町
		介護者会及び支援組織の育成	寝たきり・認知症高齢者の介護者の精神的負担を軽減するため、介護者会等の育成・支援に努めます。	実施	継続実施	・町 ・社会福祉協議会
		NPO法人等の福祉活動の参加促進	NPO法人等が福祉活動に参入しやすい環境の醸成に努めます。	実施	継続実施	・町 ・民間事業者等

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年度）	設置運営主体等
			事業内容		平成24～26年度	
地域福祉活動の推進	活動組織の育成・支援	地域交流サロン事業	地域の「生きがいづくり」「健康づくり」を目的に開催されている地域交流サロンの広報活動や相談支援、講座の開催等、普及・推進に努めます。	実施	継続実施	・社会福祉協議会
		共生型事業	高齢者、障がい者、子どもなどが共に交流できるスペースを整備し、地域における「支え合い」の拠点づくりを推進します。	実施	継続実施	・町 ・民間事業者等

第5章 安心して暮らせるまちづくり

1 基本的な考え方

高齢者が尊厳をもちながら、住み慣れた家庭や地域社会の中で、安心して生涯を暮らすことができるように、要介護状態の軽減、悪化の防止、要介護状態とならぬよう予防を推進します。

また、介護サービスに従事するマンパワーの質的な向上と、サービス提供基盤の整備に努め、介護サービスの拡充を図るとともに、行政、医療機関、介護サービス事業所、福祉団体、地域住民等が有機的に連携した保健、医療、福祉の総合的なネットワークづくりを推進します。

2 施策の方向と事業

(1) 在宅サービスの実施

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年度）	設置運営主体等
			事業内容		平成24～26年度	
地域支援事業等の充実	地域包括支援センターの充実・強化	介護予防ケアマネジメントの実施	①要支援1と要支援2の高齢者と、②特定高齢者のうち必要と認められる方に対し、個々の状態に応じた自己実現を目指す具体的目標を設定し、定期的評価を用いて、生活機能の維持・向上を目指します。	実施	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> 町 ①、②地域包括支援センター ①指定居宅介護支援事業者（委託）
		総合相談・支援の実施	さまざまな高齢者や家族の相談に対し、制度や職域等にとらわれない総合的な支援を行うとともに、地域関係者のネットワークの構築、地域の高齢者の実態把握を行います。	実施	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> 町 地域包括支援センター 在宅介護支援センター3ヶ所（委託）
		権利擁護事業	高齢者の人権や財産を守るため、成年後見制度の活用や虐待の早期発見、虐待防止を推進します。	実施	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> 町 地域包括支援センター
		包括的・継続的マネジメントの支援	ケアマネジャーに対する日常的・継続的指導と支援困難事例等への指導・助言を行うとともに、地域でのケアマネジャーのネットワークを構築します。	実施	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> 町 地域包括支援センター
	地域支援事業の充実	特定高齢者（二次予防事業対象者）の把握・管理	基本チェックリストの対象者全戸配布や保健・福祉・医療等の関係部局との連携により、特定高齢者（要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にある65歳以上の方をいいます。）を把握し、介護予防事業に結びつけます。 平成23年度以降は、生活機能評価は実施せず、基本チェックリストに基づいて特定高齢者を把握することとなりました。	実施	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> 町 地域包括支援センター 在宅介護支援センター 保健センター 町内医療機関等

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年度）	設置運営主体等
			事業内容		平成24～26年度	
地域支援事業等の充実	地域支援事業の充実	転倒骨折予防教室の実施	運動機能低下が認められる特定高齢者に対し、地域会館等を利用し、身近な場所で、個々の状態に合わせた運動機能訓練を実施し、運動機能の維持・向上を図るとともに、精神面の活発化を図ります。	実施 5か所	継続実施	・町 ・地域包括支援センター ・在宅介護支援センター2ヶ所(委託)
		口腔機能向上教室『健口クラブ』の実施	口腔機能低下が認められる特定高齢者に対し、個々の状態に合わせた口腔機能の訓練やブラッシング等の口腔ケアを実施し、口腔機能、生活機能の維持・向上を図ります。	実施	継続実施	・町 ・地域包括支援センター ・町内歯科医院
		栄養改善プログラム『げんき栄養教室』の実施	低栄養が認められる特定高齢者に対し、個々の状態に合わせた栄養改善の相談・指導を実施し、「食べる楽しみ」を持ちながら、低栄養を改善し、生活機能の維持・向上を図ります。	実施	継続実施	・町 ・地域包括支援センター ・保健センター
		介護予防評価事業	介護保険事業計画の目標値の達成状況等の検証を通じ、二次予防事業（介護予防特定高齢者施策）の事業評価を行い、事業の実施方法の改善を図ります。	実施	継続実施	・町 ・地域包括支援センター
		生きがいショートステイ	介護認定非該当者等を、養護老人ホーム等で一時的に養護し、利用者や家族の負担を軽減します。	実施 1か所	継続実施	・町 ・社会福祉法人
		通所型介護予防教室『すまいる』の実施	生活機能低下が認められる特定高齢者や閉じこもりのため支援が必要と認められる高齢者に対し、介護予防プログラム（筋力アップ・口腔機能向上・閉じこもりや認知症予防等）を実施し、生活機能の維持・向上を図り、要介護状態への進行を予防します。	未実施	新規	・町 ・社会福祉協議会

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年度）	設置運営主体等
			事業内容		平成24～26年度	
介護保険による在宅サービスの充実	地域密着型サービスの充実	認知症対応型通所介護	特別養護老人ホーム等の施設が、認知症高齢者の日常生活上の世話、訓練等を行い、利用者の社会的孤立感の解消、介護者の負担軽減等を図ります。	実施 町内1か所	継続実施	・社会福祉法人
		小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、要介護者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで在宅生活の継続を支援します。	実施 町内2か所	継続実施	・医療法人 ・社会福祉法人
		認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者を定員5～9人の共同生活住居で、家庭的な雰囲気の中で介護を行い、認知症の進行を緩和します。	実施 5か所	拡充実施 ・H25年度 1か所 ・H26年度 1か所	公募 ・医療法人 ・社会福祉法人 ・民間事業者等
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護者が入所し、日常生活の支援や機能訓練等を受けます。	実施 1か所	継続実施	・社会福祉法人
	通所型サービスの充実	通所介護	心身機能の維持・向上と介護者の負担軽減を図ります。	実施 6か所	継続実施	・社会福祉法人 ・民間事業者等
		通所リハビリテーション	医学的管理のもと、心身機能の維持・向上を目指します。	実施 3か所	継続実施	・医療機関等
	入所型サービスの充実	短期入所生活介護	一時的に介護老人福祉施設で介護し、介護者の負担軽減等を図ります。	実施 2か所	継続実施	・社会福祉法人
		短期入所療養介護	一時的に介護老人保健施設等で介護し、介護者の負担軽減等を図ります。	実施 2か所	継続実施	・医療機関 ・社会福祉法人
		特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等の特定施設に入居している方に、日常生活上の支援や介護サービスを提供します。	実施 2か所	継続実施	・民間事業者 ・社会福祉法人
	派遣・訪問サービスの充実	訪問介護	介護福祉士等が自宅を訪問し、身体介護や生活援助等を行い、日常生活を支援します。	実施 2か所	継続実施	・町 ・民間事業者等

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年度）	設置運営主体等
			事業内容		平成24～26年度	
介護保険による在宅サービスの充実	派遣・訪問サービスの充実	訪問入浴介護	自宅に浴槽を搬入し、入浴の介護を行い、清潔保持や心身機能の維持等を図ります。	実施 1か所	継続実施	・社会福祉法人
		訪問看護	看護師等が自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。	実施 1か所	継続実施	・医療法人等
		訪問リハビリテーション	理学療法士等が自宅を訪問し、必要なリハビリテーションを行います。	実施 2か所	継続実施	・医療法人等
		居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が自宅を訪問し、必要な療養上の管理や指導を行います。	実施	継続実施	・医療法人等
		福祉用具貸与	特殊寝台や車椅子等を貸与します。	実施	継続実施	・民間事業者等
		特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）	入浴や排せつに使用する福祉用具を販売します。なお、購入後の効果等について評価する仕組みを検討します。	実施	継続実施	・民間事業者等
		住宅改修費の支給	自宅の段差解消、手すりの取付け等の住宅改修費用を支給します。なお、改修後の効果等について評価する仕組みを検討します。	実施	継続実施	・民間事業者等
介護保険以外の在宅サービスの充実	派遣・訪問サービスの充実	施設入浴サービス	要介護者を対象に、施設において入浴サービスを提供します。	実施 1か所	継続実施	・町 ・社会福祉法人
		訪問サービス	介護認定非該当者等の中で、身体状況等により買物や掃除等の援助が必要な高齢者に対し、家事援助を行うことで自立した日常生活を継続できるよう支援します。	実施 1か所	継続実施	・町
		福祉用具貸与	要介護認定非該当者や施設介護利用者が一時帰宅等をした際に、特殊寝台や車椅子等を短期間貸与します。	実施	継続実施	・町
		日常生活用具の給付	要介護者の身体状況や家庭の状況に応じ、電磁調理器等を給付します。	実施	継続実施	・町
		寝具洗濯乾燥サービス	寝たきり高齢者の保健衛生に配慮した生活を支援するため、寝具洗濯乾燥サービスを提供します。	実施	継続実施	・町

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年度）	設置運営主体等
			事業内容		平成24～26年度	
介護保険以外の在宅サービスの充実	派遣・訪問サービスの充実	出張理髪サービス	寝たきり高齢者が少しでも快適な生活が送れるよう、理容院等の協力により、出張理髪サービスを提供します。	実施	継続実施	・町
		食事サービス	食事をつくるのが困難な高齢者世帯等に対し、食事を提供します。	実施	継続実施	・社会福祉協議会等
		移送サービス	身体の状態等により、通院手段の確保が困難な高齢者等を医療機関へ送迎します。	実施	継続実施	・町 ・社会福祉協議会
		除雪サービス	除雪が困難な高齢者のみ世帯等に対し、除雪サービスを提供します。	実施	継続実施	・町
		独居老人等友愛訪問	単身高齢者の孤独感、疎外感等を緩和するため、老人クラブの友愛訪問を実施します。	実施	継続実施	・老人クラブ
	ふれあい型サービスの充実	交通手段の確保	高齢者等の交通手段を確保するため、農村地域においてはスクールバスの混乗利用を実施し、市街地においてはコミュニティバスを運行します。	実施	継続実施	・町
		電話サービス（お元気コール）	単身高齢者の孤独感や疎外感等の緩和と安否確認のため、電話サービスを実施します。	実施	継続実施	・町
		福祉電話の貸与	電話がない低所得単身高齢者の安否確認と孤独感の解消を図るため、福祉電話を貸与します。	実施	継続実施	・町
		緊急通報システムの普及	単身高齢者の不安解消と緊急時の早期対応を図るため、緊急通報装置を設置・貸与します。	実施	継続実施	・町
		福祉まつりの実施	ノーマライゼーションの理念を普及するため、町民や福祉関係者が一堂に会し、福祉に関する研修・交流等を深める機会として、福祉まつりを実施します。	実施	継続実施	・社会福祉協議会
		ひとり暮らし会食交流会の実施	70歳以上の単身高齢者を対象に、会食会を実施します。	実施	継続実施	・社会福祉協議会

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年度）	設置運営主体等
			事業内容		平成24～26年度	
介護保険以外の在宅サービスの充実	ふれあい型サービスの充実	家族介護支援特別事業（地域支援事業・任意事業）	<p>重度の要介護者を介護している家族の労苦をねぎらい、在宅介護を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族介護慰労金の支給 ・家族介護用品（紙おむつ、尿取りパット等）の支給 ・家族介護者交流事業の実施 	実施	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・町 ・社会福祉協議会
		成年後見制度の利用促進支援（地域支援事業・任意事業）	<p>認知症高齢者など判断能力が不十分な人の権利を守るため、成年後見制度の利用を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の普及啓発、個別相談会の開催 ・専門相談員の配置 ・後見人等の選任支援 	実施	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・町 ・地域包括支援センター
		徘徊高齢者の家族支援	<p>携帯用端末機を貸与し、人工衛生と携帯端末の電波により徘徊高齢者を発見する位置情報提供サービスを提供します。</p>	実施	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・町
		認知症サポーターの養成	<p>認知症になっても地域で生活し続けられるよう、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守るサポーターを養成し、認知症に関する正しい理解の普及・啓発を図ります。</p>	実施	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・町 ・地域包括支援センター ・関係機関
		地域見守りネットワークの確立	<p>高齢者が安心して暮らせるよう、高齢者の孤独死や高齢者虐待の防止、権利擁護、認知症高齢者の支援等について、地域住民・関係機関と連携して地域全体で高齢者を支えるネットワークを構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SOSネットワーク ・虐待防止ネットワーク 	未実施	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・町 ・地域包括支援センター
		地域福祉権利擁護事業	<p>高齢や障がいにより日常生活を営むのに支障のある在宅生活の方に対し、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを実施します。</p>	実施	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年度）	設置運営主体等
			事業内容		平成24～26年度	
介護保険以外の在宅サービスの充実	ふれいあい型サービスの充実	生活福祉資金貸付事業	高齢者、障がい者、低所得者に対し、貸付けを実施し、その世帯の自立を支援します。	実施	継続実施	・社会福祉協議会
		災害時要援護者の把握及び支援	高齢者のみ世帯や重度の障がい者などが、災害時において地域の中で支援が受けられるようにするため、要援護者を登録し、安心して暮らすことができる地域づくりの推進を図ります。	実施	継続実施	・町
		歳末法外援護活動	生活困窮の状態にある世帯の冬期間に増嵩する生活費の一部を支援し、福祉の増進を図ります。	実施	継続実施	・町
		救急医療情報キットの配布	病気や災害時に、迅速に救急医療活動が受けられるよう、ひとり暮らしの高齢者や障がい者に「救急医療情報キット」を配布し、適切な救急医療活動に活用します。	実施	継続実施	・町

(2) 施設サービスの実施

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年度）	設置運営主体等
			事業内容		平成24～26年度	
施設サービスの実施	施設サービスの実施	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	要介護認定者が入所し、日常生活の支援や機能訓練等を受けます。	実施 町内 2 か所	継続実施	・社会福祉法人等
		介護老人保健施設（老人保健施設）	要介護認定者が入所し、医学的管理下における介護、機能訓練、日常生活の支援などを受けます。	実施 町内 2 か所	継続実施	・医療機関 ・社会福祉法人
		介護療養型医療施設	要介護認定者が入院し、療養上の管理、看護や医学的管理下における介護、機能訓練等の医療サービスを受けます。	実施	継続実施	・医療機関等
		養護老人ホーム	65歳以上の高齢者が社会的、経済的理由から自宅での生活が困難になった場合に入所し、日常生活上の支援を受けます。	実施 町内 1 か所	継続実施	・社会福祉法人等

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年度）	設置運営主体等
			事業内容		平成24～26年度	
施設サービスの実施	施設サービスの実施	軽費老人ホーム	60歳以上の方が家庭環境や住宅事情等により、自宅での生活が困難になった場合に入所し、日常生活上の支援を受けます。	実施 町内1か所	継続実施	・社会福祉法人等
		地域密着型介護老人福祉施設（定員29人以下の特養） 【再掲】	要介護認定者が入所し、日常生活の支援や機能訓練等を受けます。	実施 1か所	継続実施	・社会福祉法人等
施設の整備	入所施設の整備	老人ホームの整備援助（特養・養護・軽費）	社会福祉法人等が設置、運営している施設の改善整備のため、財政的援助を行います。	実施	継続実施	・町
施設機能の拡充	施設機能の活用	体験利用の促進	デイサービス等の体験利用を促進し、気軽にサービスが利用できる環境づくりを進めます。	実施	継続実施	・社会福祉法人等
		地域交流事業	特別養護老人ホームやデイサービス等の施設を開放し、地域との交流を深めることにより、施設と地域住民との結びつきを強めます。	実施	継続実施	・社会福祉法人等

（3）総合ケアシステムの確立

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年度）	設置運営主体等
			事業内容		平成24～26年度	
相談情報機能の充実	相談・手続窓口等の充実	地域包括支援センターの活用促進	在宅介護の相談や各種保健、福祉、介護サービスの利用等に関する地域の身近な対応窓口として地域包括支援センターの周知を図り、活用を促進します。	実施	継続実施	・町 ・地域包括支援センター ・在宅介護支援センター ・医療機関
		苦情対応窓口の充実	介護サービスの内容や介護認定等に関する苦情に対応するため、地域包括支援センターに設置している相談窓口の周知を図り、住民の不安や不満の解消に努め、サービスの質的向上を支援します。	実施	継続実施	・町

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年度）	設置運営主体等
			事業内容		平成24～26年度	
相談情報機能の充実	相談・手続窓口等の充実	サービスの利用手続の支援	外出困難な高齢者等の利便を図るため、家庭訪問による各種サービスの利用手続きを支援します。（介護保険、一般高齢者施策等）	実施	継続実施	・町
	情報提供・収集機能の充実	保健福祉ガイドの配布	保健、福祉、介護に関するサービス内容や高齢者個々の状態に応じて利用できるサービスメニュー等を掲載したガイドブックを作成・配布し、制度の周知を図ります。	実施	継続実施	・町
		介護サービス事業所一覧・ケアマネジャー事業所一覧の配布	介護サービス事業所・ケアマネジャー事業所の一覧を作成・配布し、利用者や家族が自らの意志でサービス提供事業所やケアマネジャー事業所を選択できるよう情報提供を積極的に行います。	実施	継続実施	・町
		パンフレット・町広報紙の活用	町広報紙等を活用し、保健、福祉、介護に関する制度の改正内容等の周知を図ります。	実施	継続実施	・町
		在宅介護支援センターの活用	在宅介護支援センターが把握した高齢者の情報を地域包括支援センターに集積し、的確なサービス利用への橋渡しを行うとともに、これらの窓口を通じて各種制度の周知を図ります。	実施	継続実施	・町 ・地域包括支援センター ・在宅介護支援センター ・医療機関 ・事業者等
		居宅介護支援事業者との連携	必要なサービスの検討を行うため、居宅介護支援事業者が日常業務を通して把握している情報を必要に応じて地域包括支援センターへ集積します。	実施	継続実施	・町 ・地域包括支援センター
		住民組織・福祉団体等の協力促進	民生委員、老人クラブ、身体障害者福祉協会、難病連、ボランティア、社会福祉協議会等の協力のもとに、各種サービスの啓発やニーズの早期把握に努めます。	実施	継続実施	・町
		高齢者実態調査の実施	計画策定や施策の点検、見直しなど高齢者の生活実態や介護ニーズの把握が必要な際には、適正な規模で実態調査を実施します。	実施	継続実施	・町

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年度）	設置運営主体等
			事業内容		平成24～26年度	
保健・医療・福祉ネットワークの確立	地域ケア会議の充実	組織活動の推進	町、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護サービス事業所等で構成する地域ケア会議を設置し、保健、福祉、介護サービスの総合的な調整を図るとともに、効果的なサービスの利用を促進します。 ・在宅介護支援センター連絡協議会 ・サービス利用検討会議 ・介護保険サービス事業所連絡協議会	実施	継続実施	・町 ・地域包括支援センター ・在宅介護支援センター ・介護保険サービス事業者 ・居宅介護支援事業者等
		主任介護支援専門員の配置	ケアマネジャーの資質向上を図るため、地域包括支援センターに主任介護支援専門員を配置し、指導体制を整えます。	実施	継続実施	・町 ・地域包括支援センター
		包括的・継続的地域ケアマネジメントの推進	ケアマネジャーが抱える処遇困難なケースや在宅介護支援センターが把握している介護予防必要者の対応について、関係者が一堂に会して多角的な視点で検討し、効果的なサービスのプランニングを行います。	実施	継続実施	・町 ・地域包括支援センター ・在宅介護支援センター ・事業者等
	行政内部の連携強化	推進体制の確立	高齢者保健福祉施策や介護保険事業の進捗状況を把握し、次期計画の策定に向けた施策の見直しや新たな施策の展開を検討するため、庁内の関係課長等で構成する高齢化対策検討委員会及び副町長、部長等で構成する高齢化対策推進会議を設置し、総合的な推進体制を確立します。	実施	継続実施	・町
	関係機関・団体との連携強化	社会福祉協議会との連携	地域福祉活動の促進を図るため、社会福祉協議会が担う役割を重視し、財政的な支援と相互の連携強化に努めます。	実施	継続実施	・町
		福祉団体・民間法人等との連携	福祉関係団体や企業、NPO法人等の自主的な福祉活動を支援するとともに、ボランティア組織活動の中心的役割を担う社会福祉協議会と連携し、人材の育成、掘り起こし等地域福祉基盤の強化と組織のネットワーク化を促進します。	実施	継続実施	・町 ・社会福祉協議会

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年度）	設置運営主体等
			事業内容		平成24～26年度	
保健・医療・福祉ネットワークの確立	関係機関・団体との連携強化	地域住民との連携	福祉活動に取り組む地区、地域組織を支援し、日常的なふれあいを通じたきめ細かな地域福祉の実現に努めます。	実施	継続実施	・町 ・社会福祉協議会
		総合的な連携	地域ケア会議を核として、行政・介護サービス事業所・医療機関・福祉団体・地域住民が協働・連携した総合的なネットワークを確立し、的確、迅速かつ良質なサービスの提供を図ります。	実施	継続実施	・町 ・事業者 ・医療機関等

（４）介護保険の円滑な運営

中項目	施策	事業	目的・方針	現状	整備目標（年度）	設置運営主体等
			事業内容		平成24～26年度	
介護保険事業の円滑な運営	介護保険制度への住民参加	介護保険事業等運営協議会の設置	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定・見直しや事業の円滑な運営を図るため、保健、医療、福祉の関係者、公募委員及び識見者からなる介護保険事業等運営協議会を設置します。	実施	継続実施	・町
	介護保険制度の運営指針の設定	介護保険条例の制定	介護保険の基本理念や町、事業者及び町民の責務、施策を明らかにした介護保険条例を制定します。	実施	継続実施	・町
	介護保険制度の広報・啓発	介護保険出前講座の実施	介護保険制度に対する町民の理解を深めるため、必要に応じて出前講座を実施します。	実施	継続実施	・町 ・社会福祉法人
	介護保険サービスの利用支援	利用者負担の軽減措置	低所得者の利用者負担額を軽減し、サービスの利用の促進を図ります。	実施	継続実施	・町
	介護給付費の適正化	介護給付費適正化事業	国民健康保険団体連合会の介護給付費適正化システムを活用し、介護給付等の適正化を推進するとともに、介護サービス計画の点検を行い、不適正な計画の修正、介護支援専門員への指導を実施します。	実施	継続実施	・町 ・地域包括支援センター

第6章 サービスの目標値

1 基礎数値の推計

介護サービスの目標量を設定する上で基礎となる総人口、高齢者人口、介護保険被保険者、要介護（支援）者及びサービス利用者数を次のとおり推計します。

① 人口の推計

(単位：人)

年度	総人口	40～64歳人口	前期高齢者人口 (65～74歳)		後期高齢者人口 (75歳～)		高齢者人口計	
			人口	比率	人口	比率	人口	比率
平成24年度	45,786	15,563	5,422	11.8%	5,087	11.1%	10,509	23.0%
平成25年度	46,137	15,749	5,595	12.1%	5,226	11.3%	10,821	23.5%
平成26年度	46,487	15,934	5,769	12.4%	5,364	11.5%	11,133	23.9%

※平成24年度から平成26年度までの人口推計については、平成23年3月に策定された第5期音更町総合計画における人口を勘案して推計しました。

② 介護保険被保険者数の推計

(単位：人)

区分	第1号被保険者			第2号被保険者	計
	65～74歳	75歳～	計	40～64歳	
平成24年度	5,412	5,058	10,470	15,563	26,033
平成25年度	5,585	5,197	10,782	15,748	26,530
平成26年度	5,758	5,336	11,094	15,933	27,027

※介護保険制度においては、住所地特例の適用を受ける被保険者がいることから、人口推計と比較して若干の差異が生じることがあります。

③ 要介護（要支援）認定者数の推計

(単位：人)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成24年度	189	240	428	326	225	214	209	1,831
平成25年度	195	247	441	343	230	221	216	1,893
平成26年度	200	257	459	354	238	228	224	1,960

※第1号被保険者（65歳以上）及び第2号被保険者（40～64歳）の要介護（要支援）認定者数を合算した数値です。

※算出上の端数処理により介護度別の数の合算と各種推計の人数において差異が生じることがあります。

④ 施設サービス利用者数の推計

(単位：人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設	174	174	174
介護老人保健施設	162	162	162
介護療養型医療施設	3	3	3
合 計	339	339	339

【施設サービス利用者の将来推計】

(単位：人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護保険3施設の利用者数	339	339	339
うち要介護4・5の利用者数	185	195	203
比 率	54.6%	57.5%	59.9%

※「介護保険3施設」とは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設をいいます。

【施設・介護専用居住系サービスの将来推計】

(単位：人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設・介護専用居住系サービスの利用者数	451	469	487
要介護2～5の要介護者数	974	1,010	1,044
比 率	46.3%	46.4%	46.6%

※「介護専用居住系サービス」とは、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等をいいます。

⑤ 居宅サービス等受給者数の推計

(単位：人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要 支 援 1	96	100	103
要 支 援 2	154	160	165
要 介 護 1	293	303	314
要 介 護 2	221	228	236
要 介 護 3	98	101	105
要 介 護 4	54	56	58
要 介 護 5	35	37	38
合 計	950	984	1,019
要介護（支援）高齢者比率	9.1%	9.1%	9.2%

※標準的な居宅サービス、介護予防サービス等の受給者数の推計です。

※要介護（支援）高齢者比率は、受給者数を第1号被保険者数で除したものです。

⑥ 第1号被保険者の所得段階別人数分布推計

(単位：人)

段 階	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1段階	241	248	255
第2段階	1,968	2,027	2,086
第3段階	1,435	1,477	1,520
① 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の人	796	819	843
② 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える人	639	658	677
第4段階	3,026	3,116	3,206
① 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	1,916	1,973	2,030
② 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える人	1,110	1,143	1,176
第5段階	1,403	1,445	1,487
第6段階	1,204	1,240	1,276
第7段階	1,026	1,057	1,087
第8段階	167	172	177
合 計	10,470	10,782	11,094

第1段階：生活保護受給者・市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者

第2段階：市町村民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人

第3段階：市町村民税世帯非課税で、

① 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の人

② 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える人

第4段階：世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、

① 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人

② 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える人

第5段階：本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が125万円未満の人

第6段階：本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が125万円以上190万円未満の人

第7段階：本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が190万円以上500万円未満の人

第8段階：本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が500万円以上の人

2 サービス目標量の設定

平成21年度、平成22年度の利用実績と平成23年度の利用見込みを基に各年度のサービスの必要量を次のとおり設定します。なお、介護保険法第117条第2項第1号の規定により定める「日常生活圏域」は、音更町の1区域とします。

(1) 介護保険給付対象の居宅サービス目標量

① 訪問介護

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (回/年)	34,500	36,225	37,674
供給量 (回/年)	34,500	36,225	37,674
供給率	100%	100%	100%

② 訪問入浴介護

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (回/年)	1,289	1,385	1,442
供給量 (回/年)	1,289	1,385	1,442
供給率	100%	100%	100%

③ 訪問看護

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (回/年)	5,265	5,354	5,525
供給量 (回/年)	5,265	5,354	5,525
供給率	100%	100%	100%

④ 訪問リハビリテーション

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (回/年)	5,316	5,718	5,956
供給量 (回/年)	5,316	5,718	5,956
供給率	100%	100%	100%

⑤ 居宅療養管理指導

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (件/年)	1,140	1,176	1,212
供給量 (件/年)	1,140	1,176	1,212
供給率	100%	100%	100%

⑥ 通所介護

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (回/年)	33,070	34,062	34,815
供給量 (回/年)	33,070	34,062	34,815
供給率	100%	100%	100%

※P52～P57の供給率は、供給量を必要量で除したものです。

⑦ 通所リハビリテーション

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (回/年)	15,438	15,508	16,007
供 給 量 (回/年)	15,438	15,508	16,007
供 給 率	100%	100%	100%

⑧ 短期入所生活介護

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (日/年)	6,923	7,352	7,672
供 給 量 (日/年)	6,923	7,352	7,672
供 給 率	100%	100%	100%

⑨ 短期入所療養介護

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (日/年)	1,815	1,897	2,003
供 給 量 (日/年)	1,815	1,897	2,003
供 給 率	100%	100%	100%

⑩ 特定施設入居者生活介護

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (人/月)	69	73	77
供 給 量 (人/月)	69	73	77
供 給 率	100%	100%	100%

⑪ 福祉用具貸与

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (件/年)	4,056	4,177	4,303
供 給 量 (件/年)	4,056	4,177	4,303
供 給 率	100%	100%	100%

⑫ 特定福祉用具販売

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (件/年)	102	105	108
供 給 量 (件/年)	102	105	108
供 給 率	100%	100%	100%

(2) 介護保険給付対象の地域密着型サービス目標量

① 認知症対応型通所介護

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (回/年)	2,482	2,600	2,718
供給量 (回/年)	2,482	2,600	2,718
供給率	100%	100%	100%

② 小規模多機能型居宅介護

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (人/年)	492	504	529
供給量 (人/年)	492	504	529
供給率	100%	100%	100%

③ 認知症対応型共同生活介護

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (人/月)	83	101	119
供給量 (人/月)	83	101	119
供給率	100%	100%	100%

④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (人/月)	29	29	29
供給量 (人/月)	29	29	29
供給率	100%	100%	100%

(3) 介護保険給付対象の住宅改修目標量

① 住宅改修

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (件/年)	112	114	116
供給量 (件/年)	112	114	116
供給率	100%	100%	100%

(4) 介護保険給付対象の居宅介護支援目標量

① 居宅介護支援

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (件/年)	7,472	7,704	7,944
供給量 (件/年)	7,472	7,704	7,944
供給率	100%	100%	100%

(5) 介護保険給付対象の介護予防サービス目標量

① 介護予防訪問介護

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (人/年)	1,099	1,180	1,260
供給量 (人/年)	1,099	1,180	1,260
供給率	100%	100%	100%

② 介護予防訪問看護

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (回/年)	469	497	525
供給量 (回/年)	469	497	525
供給率	100%	100%	100%

③ 介護予防訪問リハビリテーション

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (回/年)	561	579	595
供給量 (回/年)	561	579	595
供給率	100%	100%	100%

④ 介護予防居宅療養管理指導

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (件/年)	24	25	25
供給量 (件/年)	24	25	25
供給率	100%	100%	100%

⑤ 介護予防通所介護

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (人/年)	1,099	1,128	1,157
供給量 (人/年)	1,099	1,128	1,157
供給率	100%	100%	100%

⑥ 介護予防通所リハビリテーション

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (人/年)	601	636	675
供給量 (人/年)	601	636	675
供給率	100%	100%	100%

⑦ 介護予防短期入所生活介護

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (日/年)	181	193	206
供給量 (日/年)	181	193	206
供給率	100%	100%	100%

⑧ 介護予防短期入所療養介護

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (日/年)	68	73	79
供給量 (日/年)	68	73	79
供給率	100%	100%	100%

⑨ 介護予防特定施設入居者生活介護

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (人/月)	13	15	17
供給量 (人/月)	13	15	17
供給率	100%	100%	100%

⑩ 介護予防福祉用具貸与

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (件/年)	976	1,025	1,076
供給量 (件/年)	976	1,025	1,076
供給率	100%	100%	100%

⑪ 特定介護予防福祉用具販売

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (件/年)	38	42	48
供給量 (件/年)	38	42	48
供給率	100%	100%	100%

(6) 介護保険給付対象の地域密着型介護予防サービス目標量

① 介護予防認知症対応型通所介護

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (回/年)	48	48	48
供給量 (回/年)	48	48	48
供給率	100%	100%	100%

② 介護予防小規模多機能型居宅介護

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (人/年)	48	48	60
供給量 (人/年)	48	48	60
供給率	100%	100%	100%

(7) 介護保険給付対象の介護予防サービス住宅改修目標量

① 住宅改修

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (件/年)	56	58	59
供給量 (件/年)	56	58	59
供給率	100%	100%	100%

(8) 介護保険給付対象の介護予防支援目標量

① 介護予防支援

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要量合計 (件/年)	2,912	3,084	3,180
供給量 (件/年)	2,912	3,084	3,180
供給率	100%	100%	100%

(9) 介護保険給付対象の施設サービス目標量

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設 (人/月)	174	174	174
介護老人保健施設 (人/月)	162	162	162
介護療養型医療施設 (人/月)	3	3	3
合 計 (人/月)	339	339	339

(10) サービス提供基盤の整備目標

① 居宅サービス事業者（本町をサービス実施地域に指定している事業者）

区 分	事業所数 (H24.1月末現在)	町内事業所数 (H24.1月末現在)	平成24～26年度の 整備目標（町内）
訪問介護事業者	40	2	
訪問入浴介護事業者	5	1	
訪問看護事業者	14	1	
通所介護事業者	18	6	
通所リハビリテーション事業者	10	3	
短期入所生活介護事業者	14	2	
短期入所療養介護事業者	9	2	
福祉用具貸与事業者	15	0	
認知症対応型共同生活介護事業者	5	5	平成25・26年度(各2ユニット)開設
小規模多機能型居宅介護事業者	1	1	
認知症対応型通所介護事業者	1	1	
居宅介護支援事業者	41	9	

※小規模多機能型居宅介護事業者は、平成24年3月に1か所開設して町内2か所となります。

② 施設サービス事業者（町内所在の施設）

区 分	現 状	平成24～26年度の整備目標	事 業 者
介護老人福祉施設	2か所(定員172床)	現 状 維 持	社会福祉法人
介護老人保健施設	2か所(定員200床)	現 状 維 持	社会福祉法人等
地域密着型介護老人福祉施設	1か所(定員29床)	現 状 維 持	社会福祉法人

※地域密着型介護老人福祉施設については、平成24年3月に開設します。

※老朽化した介護老人福祉施設については、建設場所を含め、改築計画の策定を進めます。

③ 保健福祉サービス拠点（町内所在の施設）

区 分	現 状	平成24～26年度の整備目標	事 業 者
養護老人ホーム	1か所(定員50人)	現 状 維 持	社会福祉法人
軽費老人ホーム	1か所(定員50人)	現 状 維 持	社会福祉法人
在宅介護支援センター	4か所	現 状 維 持	町、医療法人等
保健センター	1か所	現 状 維 持	町
地域包括支援センター	1か所	現 状 維 持	町

※老朽化した養護老人ホーム・軽費老人ホームについては、建設場所を含め、改築計画の策定を進めます。

第7章 介護保険料

1 介護保険費用の推計

介護保険料の算定基礎となる3年間の各サービスの標準給付額と所得段階別加入者を次のとおり推計します。

(1) 標準給付費

① 介護給付費

(単位：円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合 計
居宅サービス	838,979,179	870,692,710	903,208,067	2,612,879,956
訪問介護	129,238,380	135,700,299	141,128,029	406,066,708
訪問入浴介護	14,969,734	16,098,080	16,772,778	47,840,592
訪問看護	36,423,510	37,037,783	38,214,124	111,675,417
訪問リハビリテーション	16,945,543	18,241,279	18,987,924	54,174,746
居宅療養管理指導	8,035,860	8,289,624	8,543,388	24,868,872
通所介護	244,766,455	252,108,492	257,681,230	754,556,177
通所リハビリテーション	135,175,446	135,995,488	141,372,009	412,542,943
短期入所生活介護	55,771,688	59,598,288	62,627,344	177,997,320
短期入所療養介護	16,741,243	17,583,401	18,675,999	53,000,643
特定施設入居者生活介護	131,739,768	139,376,856	147,013,944	418,130,568
福祉用具貸与	44,928,312	46,268,629	47,664,331	138,861,272
特定福祉用具販売	4,243,240	4,394,491	4,526,967	13,164,698
地域密着型サービス	427,146,212	482,405,140	539,864,816	1,449,416,168
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	23,993,789	25,134,720	26,275,651	75,404,160
小規模多機能型居宅介護	76,765,771	78,673,492	82,653,412	238,092,675
認知症対応型共同生活介護	240,716,071	292,926,347	345,265,172	878,907,590
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	85,670,581	85,670,581	85,670,581	257,011,743
複合型サービス	0	0	0	0
住宅改修	9,053,332	9,231,615	9,425,884	27,710,831
居宅介護支援	101,068,481	104,257,288	107,533,099	312,858,868
介護保険施設サービス	1,063,170,707	1,066,339,312	1,069,135,973	3,198,645,992
介護老人福祉施設	522,543,978	523,825,449	524,734,976	1,571,104,403
介護老人保健施設	528,552,855	530,439,989	532,327,123	1,591,319,967
介護療養型医療施設	12,073,874	12,073,874	12,073,874	36,221,622
療養病床（医療保険適用）からの転換分	0	0	0	0
介護給付費計（小計）→（I）	2,439,417,911	2,532,926,065	2,629,167,839	7,601,511,815

② 予防給付費

(単位：円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合 計
介護予防サービス	106,826,114	113,945,481	121,263,310	342,034,905
介護予防訪問介護	18,128,712	19,492,153	20,855,594	58,476,459
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	2,507,991	2,697,659	2,887,327	8,092,977
介護予防訪問リハビリテーション	1,559,126	1,608,275	1,658,342	4,825,743
介護予防居宅療養管理指導	168,789	172,656	172,656	514,101
介護予防通所介護	38,493,664	40,316,502	42,118,632	120,928,798
介護予防通所リハビリテーション	24,089,544	24,920,024	25,880,980	74,890,548
介護予防短期入所生活介護	1,167,180	1,240,328	1,325,291	3,732,799
介護予防短期入所療養介護	525,116	567,170	616,080	1,708,366
介護予防特定施設入居者生活介護	15,578,971	18,056,867	20,534,764	54,170,602
介護予防福祉用具貸与	3,734,963	3,922,265	4,117,623	11,774,851
特定介護予防福祉用具販売	872,058	951,582	1,096,021	2,919,661
地域密着型介護予防サービス	4,241,756	4,241,756	5,199,767	13,683,279
介護予防認知症対応型通所介護	377,601	377,601	377,601	1,132,803
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,864,155	3,864,155	4,822,166	12,550,476
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
住宅改修	3,734,870	3,816,918	3,892,897	11,444,685
介護予防支援	12,640,554	13,383,418	13,798,758	39,822,730
予防給付費計（小計）→（Ⅱ）	127,443,294	135,387,573	144,154,732	406,985,599
総給付費（合計）→（Ⅲ）＝（Ⅰ）＋（Ⅱ）	2,566,861,205	2,668,313,638	2,773,322,571	8,008,497,414

③ 標準給付費見込額

(単位：円)

総給付費	2,566,861,205	2,668,313,638	2,773,322,571	8,008,497,414
特定入所者介護サービス費等給付額	132,000,000	132,000,000	132,000,000	396,000,000
高額介護サービス費等給付額	48,500,000	50,264,000	52,139,000	150,903,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000
算定対象審査支払手数料	2,590,800	2,665,600	2,740,400	7,996,800
標準給付費見込額（A）	2,759,952,005	2,863,243,238	2,970,201,971	8,593,397,214
地域支援事業費（B）	82,720,836	85,817,329	89,023,847	257,562,012

(2) 所得段階別加入者数・基準額に対する割合

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合 計
第1号被保険者数	10,470人	10,782人	11,094人	32,346人
前期 (65～74歳)	5,412人	5,585人	5,758人	16,755人
後期 (75歳～)	5,058人	5,197人	5,336人	15,591人

所得段階別加入割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第1段階	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%
第2段階	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%
第3段階	13.7%	13.7%	13.7%	13.7%
「課税年金等収入＋合計所得金額≤120万円」見込み数	(7.6%)	(7.6%)	(7.6%)	(7.6%)
上記を除く見込み数	(6.1%)	(6.1%)	(6.1%)	(6.1%)
第4段階	28.9%	28.9%	28.9%	28.9%
「課税年金等収入＋合計所得金額≤80万円」見込み数	(18.3%)	(18.3%)	(18.3%)	(18.3%)
上記を除く見込み数	(10.6%)	(10.6%)	(10.6%)	(10.6%)
第5段階 (所得125万円未満)	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%
第6段階 (所得125万円以上190万円未満)	11.5%	11.5%	11.5%	11.5%
第7段階 (所得190万円以上500万円未満)	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
第8段階 (所得500万円以上)	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%
所得段階別被保険者数	10,470人	10,782人	11,094人	32,346人
第1段階	241人	248人	255人	744人
第2段階	1,968人	2,027人	2,086人	6,081人
第3段階	1,435人	1,477人	1,520人	4,432人
「課税年金等収入＋合計所得金額≤120万円」見込み数	(796人)	(819人)	(843人)	(2,458人)
上記を除く見込み数	(639人)	(658人)	(677人)	(1,974人)
第4段階	3,026人	3,116人	3,206人	9,348人
「課税年金等収入＋合計所得金額≤80万円」見込み数	(1,916人)	(1,973人)	(2,030人)	(5,919人)
上記を除く見込み数	(1,110人)	(1,143人)	(1,176人)	(3,429人)
第5段階 (所得125万円未満)	1,403人	1,445人	1,487人	4,335人
第6段階 (所得125万円以上190万円未満)	1,204人	1,240人	1,276人	3,720人
第7段階 (所得190万円以上500万円未満)	1,026人	1,057人	1,087人	3,170人
第8段階 (所得500万円以上)	167人	172人	177人	516人

所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C)	9,885人	10,180人	10,475人	30,540人
-----------------------	--------	---------	---------	---------

※算出上の端数整理により、加入割合等について差異が生じることがあります。

2 介護保険料の設定

第1号被保険者の保険料基準額（第4段階）及び所得段階別の保険料を次のとおり設定します。

(1) 標準給付費

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合 計
総給付費	2,566,861,205円	2,668,313,638円	2,773,322,571円	8,008,497,414円
特定入所者介護サービス費等給付費	132,000,000円	132,000,000円	132,000,000円	396,000,000円
高額介護サービス費等給付額	48,500,000円	50,264,000円	52,139,000円	150,903,000円
高額医療合算介護サービス費等給付額	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	30,000,000円
算定対象審査支払手数料	2,590,800円	2,665,600円	2,740,400円	7,996,800円
審査支払手数料支払件数	38,100件	39,200件	40,300件	117,600件
標準給付費見込額 (A)	2,759,952,005円	2,863,243,238円	2,970,201,971円	8,593,397,214円

(2) 地域支援事業費

地域支援事業費 (B)	82,720,836円	85,817,329円	89,023,847円	257,562,012円
(参考) 保険給付費見込額に対する割合	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%

(3) 第1号被保険者の保険料

所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C)	9,885人	10,180人	10,475人	30,540人
標準給付費見込額 (A)	2,759,952,005円	2,863,243,238円	2,970,201,971円	8,593,397,214円
地域支援事業費 (B)	82,720,836円	85,817,329円	89,023,847円	257,562,012円
第1号被保険者負担分相当額 (D)=(A+B)×21%	596,961,297円	619,302,719円	642,437,422円	1,858,701,437円
調整交付金相当額 (E)	137,997,600円	143,162,162円	148,510,099円	429,669,861円
調整交付金見込交付割合 (H)	5.38%	5.38%	5.38%	
後期高齢者加入割合補正係数 (F)	1.0029	1.0029	1.0029	
所得段階別加入割合補正係数 (G)	0.9793	0.9793	0.9793	
調整交付金見込額 (I)	148,485,000円	154,042,000円	159,797,000円	462,324,000円

財政安定化基金拠出金見込額 (J)				0円
財政安定化基金拠出率	0.0%			
準備基金取崩額 (K)				90,800,000円
財政安定化基金取崩による交付額 (L)				21,084,340円
保険料収納必要額 (M)=D+E-I+J-K-L				1,714,162,958円

予定保険料収納率	99.0%			
保険料の基準額				
保険料(年額)=M/99.0%/C				56,700円
保険料(月額)				4,725円

※財政安定化基金の取崩しによる交付額が現時点では確定しておりませんので、推計値で算出しているため、今後、見込額等が変動することがあります。なお、端数整理により計に差異が生じることがあります。

※本町では、平成24年度から平成26年度までの第1号被保険者の保険料基準月額（第4段階）は、4,725円（年額56,700円）を予定しています。

(4) 所得段階別の保険料基準額に対する割合と年間保険料

段階	対象者		基準額に対する割合（上段）			
			年間保険料（下段）			
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している人又は生活保護受給者		0.50	0.50	0.50	
			28,300円	28,300円	28,300円	
第2段階	本人	世帯全員が市町村民税非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.50	0.50	0.50
				28,300円	28,300円	28,300円
第3段階	本人	世帯全員が市町村民税非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.65	0.65	0.65
				36,800円	36,800円	36,800円
			前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.75	0.75	0.75
第4段階	本人	世帯の誰かに市町村民税が課税されている	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	0.90	0.90
				51,000円	51,000円	51,000円
第5段階	本人	世帯の誰かに市町村民税が課税されている	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	1.00	1.00
				56,700円	56,700円	56,700円
第6段階	本人	世帯の誰かに市町村民税が課税されている	前年の合計所得金額が125万円未満の人	1.15	1.15	1.15
				65,200円	65,200円	65,200円
第7段階	本人	世帯の誰かに市町村民税が課税されている	前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	1.25	1.25	1.25
				70,800円	70,800円	70,800円
第8段階	本人	世帯の誰かに市町村民税が課税されている	前年の合計所得金額が190万円以上500万円未満の人	1.50	1.50	1.50
				85,000円	85,000円	85,000円
第9段階	本人	世帯の誰かに市町村民税が課税されている	前年の合計所得金額が500万円以上の人	1.75	1.75	1.75
				99,200円	99,200円	99,200円

◇第5期計画期間中の保険料設定の基本的な考え方

介護保険の費用負担割合は、介護給付・予防給付の費用の50%が保険料負担となります。第5期計画における保険料負担50%の内訳は、65歳以上の第1号被保険者分が21%、40歳以上65歳未満の第2号被保険者分が29%となります。

また、保険料は、低所得者等に配慮して負担能力に応じた負担を求める観点から、所得金額等に応じて段階的に設定します。

なお、第5期計画における保険料設定に係る改正点は、次のとおりです。

- 1 基準所得金額（第6段階と第7段階の区分）が200万円から190万円に引き下げられます。
- 2 保険料負担率が20%から21%に引き上げられます。
- 3 低所得者の保険料負担の軽減を図るため、第4期計画から保険料段階の区分を増やし、全体で8段階の保険料率を設定していますが、さらなる低所得者に対する軽減措置として、第4期計画で導入した新4段階に加え、新3段階を導入することとし、第5期計画における所得段階を8段階（実質10段階）とします。